企業に対する主な支援策

助成金等	目的	概要	助成額	お問い合わせ
トライアル雇用 助成金 (障害者トライア ルコース)	就職が困難な障害者に対し、試行雇用を行う事業主に助成することにより、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る	ハローワーク等の紹介により、一定期間 (※)試行的に雇用する場合 ※原則3か月、精神障害者の場合は、6~12か月	支給対象者1人に つき月額最大4万 円(最長3ヶ月) 精神障害者の場 合は月額最大4~ 8万(最長6ヶ月)	ハローワーク または 茨城労働局助成 金事務センター 029-297- 7235
トライアル雇用 助成金 (障害者短時間 トライアルコース)	試行雇用を行う事業主に対して助成し、障害者雇用についての理解を促進し、試行雇用後の継続雇用への移行を促進する	所定労働時間が週10 ~20時間未満の障害 者を、3~12ヶ月の期 間をかけながら、20 時間以上の勤務を目 指して試行雇用を行う 事業主に対して助成	対象労働者1人に つき、最大で月4 万円(最長12か 月間)	ハローワーク または 茨城労働局助成 金事務センター 029-297- 7235
特定求職者開発 助成金 (特定就職困難 者コース、発達 障害者・難治性 疾患患者雇用開 発コース)	障害者などの就職 が特に困難な者や、 発達障害者または 難病患者を雇い入 れることにより、雇 用機会の増大と雇 用の安定を図る	ハローワーク等の紹介 により、継続して雇用 する労働者等として 雇い入れる事業主に 対して助成	対象労働者の類型 や企業の規模に応 じて、総額30万~ 240万円(最長3 年間)	ハローワーク または 茨城労働局助成 金事務センター 029-297- 7235
障害者委託訓練 (実践能力習得 訓練コース)	障害者が就労を 希望する分野の企 業において訓練を 行うことで、実践 的な職業能力を 習得する	訓練生(ハローワーク で求職登録した求職 者)と企業のマッチン グができ次第、随時 実施	・訓練は原則1か 月(月100時間の 訓練を標準)とし、 訓練科目は障害の 態様に応じて設定 ・通所費・食事代 等の実費は訓練 生の自己負担	茨城県 産業人材育成課 029-301- 3656

[※]助成金を受給するためには、受給要件や支給申請期間に注意が必要です。詳しい内容は、ハローワークにお問い合わせ下さい。

発行元:茨城県産業戦略部労働政策課

茨城県水戸市笠原町978—6 茨城県庁16階

TEL:029-301-3645

茨 ひより (茨城県公認 Vtuber) 障害のある人もない人も 共に歩み幸せに暮らすために 茨城県では、平成27年4月に「障害のある 人もない人も共に歩み幸せに暮らすための 茨城県づくり条例」を施行し、誰もが安心 して楽しく暮らすことができ、共に夢や幸 せを追求できる真に平等な社会の実現を目 指しています。 本冊子では、はじめて障害者雇用に取り組 む事業者様向けに障害者雇用の進め方や関 係機関をご紹介します。 茨城県

障害者雇用の進め方

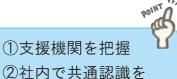
Step1 情報収集·相談

- 1) 障害者雇用の進め方について情報収集
- 2) 社内の理解促進

具体的な取組

- 各種セミナーへ参加
- 支援機関のホームページを確認
- 支援機関への相談
- 他企業の雇用事例見学
- 社内研修の開催や啓発資料の配布 など





Step 2 職務の検討

1) 従事する部署や職務を選定

具体的な取組

- 全体業務の見直し
- 業務の切り出しや再編成
- 支援機関のアドバイスや提案を受ける



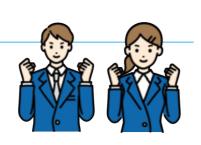
①ワークシェアリング ②全体効率アップを意識

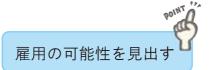
Step 3 職場実習

1) 雇用前にまずは受入れてみる

具体的な取組

- 特別支援学校、就労移行支援事業所、 ナカポツセンター※などから、障害者 の職場実習を受け入れる
- 実習中は支援機関にサポートを依頼





※障害者就業・生活支援センターの略称

Step 4 受入準備

- 1) 雇用条件の検討
- 2) 職場環境の見直しや整備
- 3) 採用計画の作成

具体的な取組

- 採用人数、採用時期、採用部署などの決定
- 指導担当者の選任
- 配置部署への内部研修
- サポート体制、作業マニュアルの整備
- 支援機関の協力を得る



- ①指導担当者の負担軽減
- →組織でサポートを
- ②他の従業員や障害者本人 の不安解消

Step 5 募集·採用

1) 求人·面接·採用

具体的な取組

- ハローワークへの求人申込み
- 就職面接会への参加
- 支援策(助成金等)の活用
- 支援機関や特別支援学校との連携



面接で必要な配慮などを確認

Step 6 職場定着

1) 職場定着のための支援

2) 必要に応じた職場環境の改善

具体的な取組

- 社内で相談できる体制づくり
- 人事部署による配置部署のサポート
- 本人の状況に応じたサポート体制や作業 マニュアルの見直し
- 支援機関、特別支援学校や医療機関との 連携



①障害者本人が生活リズム や健康面を整えること

②能力が発揮できるよう特性に応じた配慮や工夫

③意欲向上への工夫



関係機関の紹介

ハローワーク

県内13か所のハローワークでは、障害者を雇用している、また は雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮等につい ての助言や、必要に応じて茨城障害者職業センター等の専門機 関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

HP をご覧ください ▶



施設名	住所	電話番号	管轄区域
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296-72-0252	笠間市
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294-21-6441	日立市
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
ハローワーク下妻	下妻市下妻乙 124-2	0296-43-3737	下妻市 八千代町
ハローワーク土浦	土浦市宍塚 1838 土浦労働総合庁舎	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295-52-3185	常陸太田市 常陸大宮市 大子町
ハローワーク龍ケ崎	龍ケ崎市若柴町 1229-1	0297-60-2727	龍ケ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中 1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市

茨城障害者職業センター

事業主の皆様に対し、障害者雇用に関する情報提供及び採用計画から職場定着、職場復帰に 至るまでの雇用管理について、ニーズに応じて相談、支援を行っています。

(住所: 笠間市鯉淵6528-66/tel: 0296-77-7373)



障害者就業・生活支援センター(略称:ナカポツセンター)

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携 詳レくは、県 HP 拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行います。 をご覧ください ▶ 🍾 🧸



事業主

茨城障害者

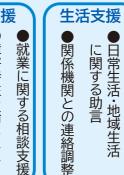
職業センター

特別支援学校



関係機関との連絡調整

ナカポツセンター



就労希望の障害者

送り出し基礎訓練 のあっせん

就労移行 支援事業所等

サービスの 利用調整

行政機関 (福祉事務所/保健所等)

医療の相談

医療機関

施設名	住所	電話番号	管轄区域
水戸地区障害者就業・ 生活支援センター	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2F	029-309-6630	水戸市 笠間市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町
障害者就業・生活支援 センターまゆみ	日立市多賀町 2-18-6 三協ビ ル1階C号	0294-36-2878	日立市 高萩市 北茨城市
障がい者就業・生活支援 センターKUINA	ひたちなか市長 砂 1561-4	029-202-0777	常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 東海村 大子町
かしま障害者就業・生活支援 センターまつぼっくり	鹿嶋市国末 1539-1	0299-82-6475	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市
障害者就業・生活支援 センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52	0299-22-3215	土浦市 石岡市 かすみがうら市
つくばLSC障害者就業・ 生活支援センター	つくば市みどり の1丁目32-9	029-836-7200	常総市 つくば市 つくばみらい市
障害者就業・生活支援 センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104	龍ケ崎市 取手市 牛久市 守谷市 稲敷市 美浦村 阿見町 河内町 利根町
障害者就業・生活支援 センターなかま	筑西市茂田 1740	0296-22-5532	筑西市 結城市 桜川市 下妻市八千代町
障害者就業・生活支援 センター慈光倶楽部	坂東市生子 1617	0280-88-7690	古河市 坂東市 五霞町 境町

茨城県の取組

茨城県障害者雇用推進アドバイザーによる支援

障害者雇用を促進するため、県内企業のご希望に応じて、 会社の状況に合わせた「仕事の切り出し提案」など障害者 とのマッチングを支援しています。



ご相談内容の例

- 障害のある人を雇用したいが、何から始めたら いいのかわからない。
- どのような支援策があるのか知りたい。



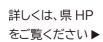
支援を受けた企業の声

- 障害者雇用を進めるにあたり、アドバイザーの 存在が非常に心強い。
- 雇用に関するノウハウを教えていただくことで、 実際の雇用に繋げることができた。



◆お問い合わせ先

茨城県障害者雇用推進アドバイザー(茨城県水戸市三の丸 1-7-41) Tel: 029-303-6322 E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp





茨城県障害者雇用優良企業の認定

障害者雇用に積極的に取り組む企業等を 「茨城県障害者雇用優良企業」に認定しています。



詳しくは、県 HP を ご覧ください ▶



◆お問い合わせ先

茨城県労働政策課雇用促進対策室 障害者雇用担当(茨城県笠原町 978-6) Tel: 029-301-3645 E-mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

法定雇用率と納付金制度

雇用義務

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用 率」以上としなければならないこととなっています。(障害者雇用促進法43条第1項)

民間企業	2024(R6)年4月~	2026(R8)年7月~
法定雇用率	2.5%	2.7%
常用雇用労働者数	40.0 人以上	37.5 人以上

詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください ▼



障害者雇用納付金制度

障害者雇用を「事業主が共同で果たしていくべき責任である」 という社会連帯責任の理念のもと、事業主間の障害者雇用に 伴う経済的負担の 調整を図る制度です。

法定雇用率を下回った場合(納付金)や法定雇用労働者数 (※1)を上回った場合(調整金または報奨金)に、下表のとおり 一定額の徴収または支給が行われます。

	対象	納付金等	障害者1人当たり の金額(月額)(※3)
	常用雇用労働者数 100 人超の事業主	納付金の徴収	5万円
		調整金の支給	2万9千円
	常用雇用労働者数 100 人以下の事業主	報奨金の支給	2万1千円

障害区分に応じた算定方法

週所定労働時間	10 時間以上	20 時間以上	30 時間以上
身体障害者	_	0.5	1
身体重度(※4)	0.5	1	2
知的障害者	_	0.5	1
知的重度(※5)	0.5	1	2
精神障害者	0.5	1	1

※1 常用雇用労働者(※2) 数に法定雇用率を乗じ、小数 点以下を切捨てた数

※21年を超えて雇用されて いる、または、1年を超えて雇 用される見込みがある者を言 い、1年未満の短期雇用や、人 材派遣会社との派遣契約に基 づき職場で受け入れている派 遣社員は「常用労働者」には 含まれません。

※3 2024 (R6) 年4月から、 一定数を超えて障害者を雇用 する場合、超過人数分の調整 金及び報奨金の支給額が減額 となります。算定方法等の詳細 は、(独) 高齢・障害・求職者

※4 障害の等級が1級または 2級の身体障害者 等

※5 障害の程度がマルA(最 重度) またはA(重度)の知的 障害者等